

人事行政の透明性を高め、市政を一層ご理解いただくため、市職員の給与や定員、勤務条件などの主な状況をお知らせします。詳細は、市役所本館1階の市政情報コーナーで閲覧できるほか、市ホームページにも掲載しています。ここでお知らせする給与は、税金や各種保険料などを差し引く前の額で、「手取り額」ではありません。▶詳しくは、職員課（☎66・1043）へ。

人件費の状況（28年度 普通会計決算）

※1 人件費には、一般職に支給される給与のほか、特別職に支給される報酬等を含む。

住民基本台帳人口 (29年1月1日現在)	歳出額(A)	実質収支	人件費(B)※1	人件費率(B/A)	27年度の人件費率
85,152人	353億1,835万円	1億2,854万円	66億7,686万円	18.9%	19.3%

職員給与費の状況（28年度 普通会計決算）

※2 職員手当には退職手当を含まない。

職員数(A)	給与費			計(B)	1人当たり 給与費(B/A)
	給料	職員手当※2	期末・勤勉手当		
687人	26億5,975万円	5億272万円	10億7,964万円	42億4,212万円	617万円

特殊勤務手当の状況（28年度 普通会計決算）

職員全体に占める手当支給職員の割合	24.5%
支給職員1人当たり平均支給年額	102,030円
手当の種類	10種類
代表的な手当：清掃事務所・浄化センターの職員、交代制勤務の消防職員に支払う手当	

経験年数別・学歴別平均給料月額状況（29年4月1日現在）

区分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般	275,780円	325,514円	361,900円
行政職	226,100円	269,700円	324,700円

時間外勤務手当の状況

28年度	支給総額	2億3,682万円
	職員1人当たり支給年額	38万円
27年度	支給総額	2億2,238万円
	職員1人当たり支給年額	37万円

他の手当として、扶養手当、住居手当、通勤手当、管理職手当を支給。

職員の平均年齢、平均給料月額と平均給与月額の状況（29年4月1日現在）

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額※4
行政職	42.2歳	331,603円	364,303円
国※3	43.6歳	330,531円	410,719円

※3 国家公務員給与等実態調査における行政職俸給表適用職員の数値。

※4 平均給与月額とは、給料月額と諸手当（国家公務員と同ベース）の額を合計したもの。

初任給の状況（29年4月1日現在）

区分	舞鶴市	国
行政職	178,200円	178,200円
高校卒	146,100円	146,100円

ラスパイレス指数の状況（29年4月1日現在）

（国家公務員の給与を100とした場合の舞鶴市の給与水準）

27年度	28年度
102.4	102.2

期末・勤勉手当と退職手当の状況

区分	舞鶴市			国		
	28年度 支給割合	期末 2.6月分	勤勉 1.7月分	28年度 支給割合	期末 2.6月分	勤勉 1.7月分
期末・勤勉手当	有	有	有	有	有	有

区分	舞鶴市			国		
	(支給率) 勤続20年 勤続25年 勤続35年 最高限度	(自己都合) 20.445月分 29.145月分 41.325月分 46.545月分	(勤奨・定年) 25.55625月分 34.5825月分 49.59月分 49.59月分	(支給率) 勤続20年 勤続25年 勤続35年 最高限度	(自己都合) 20.445月分 29.145月分 41.325月分 46.545月分	(勤奨・定年) 25.55625月分 34.5825月分 49.59月分 49.59月分
退職手当	加算措置	定年前早期退職特別措置 (2~20%加算)		加算措置	定年前早期退職特別措置 (2~45%加算)	
	調整額	在職期間中の職務の級に応じ加算		調整額	在職期間中の職務の級に応じ加算	



いち早く知らせる勇気 つながる声

▲児童虐待防止推進月間啓発ポスター

児童虐待とは、親や親に代わる養育者が子どもの心や身体を傷つけ、健全な成長や発達を妨げる行為のことです。たとえ、親の愛情による「しつけ」としての行為であっても、それが子どもにとって心身が傷つけられる行為であれば、それは「虐待」なのです。虐待は次の4つに分けられ、複数の虐待が重なって発生することもあります。虐待により、発育・発達が遅れや心に大きな傷をつくり自己否定感を強く持つなど、子どもの後の人生に大きな影響を与える可能性があります。

- ①身体的虐待：殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、火傷を負わせる、溺れさせるなど
- ②心理的虐待：言葉による脅し、無視、兄弟間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう(DV)など
- ③養育の拒否・放置(ネグレクト)：家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、病気になる

- ◆虐待の連絡・相談
- ◆児童相談所全国共通ダイヤル(189)
- ◆京都府福知山児童相談所(☎0773・22・3623)
- ◆舞鶴市子ども総合相談センター(☎66・2120)

11月は児童虐待防止推進月間 STOP!児童虐待 児童虐待は社会全体で解決すべき問題

平成28年度に全国の児童相談所が対応した児童虐待は12万件を超え、大変深刻な社会問題となっています。虐待は家庭内という閉鎖的な場所のできるため発見が難しいことも大きな課題です。11月は児童虐待防止推進月間。子どもの尊い命を守るために、私たちにできることから始めましょう。《子ども総合相談センター》

- ◆こんな時は連絡を
- ◆周囲の人へ
- ◆子育てに悩んでいる人へ



▶パープルリボンは女性に対する暴力根絶の象徴

11月12日~25日 女性に対する暴力をなくす運動

毎年11月12日~25日は「女性に対する暴力をなくす運動」の期間です。暴力は、健康で自分らしくいきいきと生きる権利を侵害し、恐怖により相手を支配しようとする行為です。暴力のない誰もが安心して暮らせる社会づくりを進めましょう。

◆特設女性電話相談

11月20日(月)・21日(火)10時~16時。家庭内での暴力などの相談に経験と学習を重ねた女性相談員が応じる。対象は、市内在住か在勤の女性。

◆専用電話(65・0056)

◆面接相談

11月8日(水)11時~14時10分、フレアス舞鶴。カウンセラーの龍田英美子さんが応じる。対象は、市内在住か在勤の男性・女性。託児あり(要予約、1人につき300円)。申し込みは、前日までに電話で人権啓発推進室(☎66・1022)へ。

◆DV防止啓発セミナー

11月17日(金)13時30分~15時30分、フレアス舞鶴。おやこひろば桜梅桃李代表で心理カウンセラーの柳谷和美さんによる講演「より良い関係づくりをめざして~知っておきたいデートDV被害~」。先着20人。託児あり(要予約、1人300円)。申し込みは、11月14日(火)までに電話で人権啓発推進室(☎66・1022)へ。